

アウトソーシング推進基本方針

1 策定の目的

この基本方針は、以下のような背景を受け、県が直接実施すべき業務以外の業務(1)について、「外部資源」(2)の活用(アウトソーシング)を戦略的、計画的に推進していくための指針として策定するものである。

《この方針が目指すもの》

この方針に基づくアウトソーシングの推進を通し、県、市町村、民間事業者、NPO・ボランティア等の知恵と工夫が相互に活かされ、そのことによって不断に付加価値が高められ、良質な公共サービスが提供されていくことを目指す。

1 県が実施すべき事務事業であるか否かの判断については、当面、公的関与基準における「行政関与の可否に関する基準」及び「県行政実施基準」による。

2 専門的なノウハウや能力等を確立・保持している民間企業、NPO、個人等をいう。

<環境変化>

行政サービスの民間開放

公の施設の指定管理者制度の導入、地域再生プログラム(3)の策定など、アウトソーシングの阻害要因となっている制度改正等により、行政サービスの民間開放等の促進が図られている。

3 平成16年2月地域再生本部決定。地域が自ら考え、行動し、国がこれを支援することを通じて、持続可能な地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等を定めたもの。

県民等との協働の要請

NPO等の活発な活動が展開されており、公共サービスにおいても民間セクターとの連携・協働が求められている。

地方公務員の多様な勤務形態の導入

地方公務員法の改正による任期付採用の拡大や任期付の短時間勤務職員制度の創設等、公務の能率的かつ適正な運営を推進できる制度的枠組みが整備されようとしている。

行政運営の効率化等の要請

地方財政の状況が一層厳しくなる中で、これまで以上に行政運営の効率化、行政経費の節減が求められるとともに、高い専門性や能力を有した外部資源の積極的な活用(アウトソーシング)を図る必要性が増している。

2 推進の方法

1 基本的考え方

下記に掲げる「5つの視点」、「3つの戦略」に基づき、効率的、一体的、計画的な推進に取り組む。

2 5つの視点

(1) 行政サービス水準の向上

高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用により、県民サービスの質的向上を図る。

(2) 行財政運営の効率化・高度化

高度な専門性や能力を有した外部資源を活用することにより、県が直接実施すべき業務に職員等を集中化し、業務遂行の効率化、高度化を図る。

(3) 県民等との連携・協働

民間とのパートナーシップの観点から、県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働を図る。

(4) 民間の雇用拡大・経済活性化

公共サービスを広く民間に開放することにより、民間における新たなビジネス機会の拡大、県民の雇用機会の拡大につなげる。

(5) コスト削減

「財政構造改革プログラム」に基づく総人件費の抑制、内部管理経費の削減、事務事業の見直し等を行い、徹底したコスト削減を図る。

3 3つの戦略

(1) 「効率的」に推進するための戦略

推進分野及び業務類型を設定し、効率的に推進する。

また、業務プロセス全体（企画から管理運営まで等）の包括的なアウトソーシングや共通・類似業務を集約化したアウトソーシングを検討する。

(2) 「一体的」に推進するための戦略

財政構造改革、ITの活用による業務改革、公の施設の見直し、公社等外郭団体の見直し、NPOとの協働推進など、様々な改革との一体性を確保しながら推進する。

(3) 「計画的・効果的」に推進するための戦略

具体的な目標、対象業務、実施時期、実施方法等を明確にした実行計画を策定し、計画的に推進する。

また、アウトソーシングによる成果の検証及び蓄積を行い、効果的に推進する。

3 推進分野

1 なお一層推進する分野（2に該当する場合を除く）

従来委託を進めてきた分野について、次の業務類型に基づき、改めて事務事業の点検を行い、新規の委託や委託内容等の拡充など、なお一層の推進に努める。

《業務の類型》

次頁のとおり。

2 規制緩和等の見直しを受けて新たに推進する分野

国における規制緩和、民間開放のための法制度の改正等の動きを踏まえ、アウトソーシングの可否について速やかに検討し、可能なものから順次実施する。

《業務の類型》

公の施設の管理運営業務（「指定管理者制度」の導入）

a 一部の事務を除き、指定管理者による管理が可能と整理されたもの

（例：第1種社会福祉事業に係る施設、国民宿舎、県営住宅、下水道、道路、河川、港湾施設、都市公園など）

b 個別法令等における制約等があることから、その見直し動向を見極めながら取り組むもの

（例：図書館、博物館など）

実施主体が地方公共団体等に制限されていた業務

（例：第1種社会福祉事業の経営、食品衛生法上の登録検査機関、電気工事士免状の交付、地方税の収納事務など）

構造改革特別区域や地域再生構想などにおける提案事例業務等

上記構想に係る取組みについても、検討、研究を行う。

（例：特定計量器の検定業務、長期の公共職業訓練業務、統計調査業務、公立高等学校の管理運営業務、児童福祉施設の調理給食業務、生活保護法のケースワーカー業務など）

その他、アウトソーシング移行過程における効率的な人材配置の方策として、地方公務員法の改正により新設される短時間勤務制度等の活用について検討する。

3 その他新たに検討すべき分野

上記1、2の分野に該当する業務以外のものについても、「5つの視点」からアウトソーシングの是非を検討し、必要と判断されるものについては実施する。

アウトソーシングになじむ業務の種類

定型的・機械的・規則的・大量発生的な業務

- a データ管理業務（集計・電算入力・台帳整備等）
- b 統計・調査・アンケート業務
- c 窓口サービス業務（受付、貸出、情報提供等）
- d 収納、給付、融資業務
- e 文書収発、印刷・製本、資料整理保存等
- f 福利厚生、庶務業務
- g その他

民間の専門的な知識・技術を活用できるもの（新たに設備等を準備したり専門職員を養成するのにコストがかかるもの）（技術革新のスピードが早い分野の業務を含む）

- a 公共事業に関する測量、調査、設計業務
- b 調査、分析、検査、検定、試験、測定業務（水質、地質、依頼分析等）
- c 機器・設備等の保守管理業務
- d 用地買収等関連業務（移転登記等）
- e 技術指導・相談・訓練・監督業務
- f 定期的な健康診断業務
- g 免許試験関係業務（試験、登録、交付等）
- h 情報化関連業務（システム開発・運用・管理）
- i その他（医療事務、法務事務等）

現業的業務に関するもの

- a 庁舎警備等業務
- b 公用車等管理、運転業務
- c 県立施設の調理・給食業務
- d ほ場管理、農作業、家畜管理、実習林管理等
- e 道路維持補修管理
- f その他

行政財産（公共用財産、公用財産）の管理運営

- a 公の施設の管理運営（今後は管理代行）
- b 土木施設等保安点検、維持管理業務（港湾、ダム、道路等）
- c 庁舎等の維持、管理業務
- d その他

イベント等の企画運営に関する業務

- a 展示会、イベント等の企画運営
- b 広報・番組制作、啓発業務
- c 研修、講習会等の企画運営
- d 計画・構想策定
- e 誘致、販売促進業務（物産振興、企業誘致等）
- f その他

4 計画的な推進

1 集中取組期間

平成16年度からアウトソーシングの推進に取り組むが、特に、平成16年度から平成18年度までを集中取組期間とする。

2 実行計画による推進

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査を実施後、実施体制、具体的方策、実施時期等を明記した実行計画を策定し、戦略的・計画的にアウトソーシングを推進する。

5 推進スケジュール

以下のスケジュールにより推進する。

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査の実施 (平成16年6月)

アウトソーシング推進実行計画の策定 (平成16年9月)

成果の検証を行うなど、PDCAサイクルを活用しながら、アウトソーシングを計画的に実施 (平成17年4月～)